

優良木質建材等認証実施要領

第1 趣旨

この要領は、優良木質建材等認証規程（HW-A Q001-2015）（以下「認証規程」という。）第21条の規定に基づき、認証業務実施の細部に関し必要な事項を定めるものである。

第2 申請の受付

認証規程第5条第1項の規定による新規の申請は、原則として毎年12月末日及び6月末日を受付期限とする。

- 2 認証規程第5条第2項の規定による更新の申請は、原則として毎年1月末日及び7月末日を受付期限とする。
- 3 認証規程第8条の規定による変更は、随時受け付ける。

第3 申請受付の手順

認証規程第5条第1項の規定による新たな申請を行う場合には、申請に先立ち、当該申請に係る製品に関し、製造において安定的な品質を確保できることを示す品質安定度調査及びセンター、センターに登録されている試験検査機関（以下「登録試験検査機関」という。）又はセンターが認める試験検査機関において品質性能試験及び検査を実施するものとする。

- 2 認証規程第5条第2項の規定による更新の申請を行う場合には、申請に先立ち、当該申請に係る製品に関し、センター、登録試験検査機関又はセンターが認める試験検査機関において当該申請に係る品質性能試験及び検査を実施するものとする。
- 3 認証規程第5条第1項及び第2項の規定による申請書には、別記1により必要な内容を記載した関係書類を添付するものとする。
- 4 認証規程第8条の規定による変更に係る申請書には、変更事項に関し、変更前と変更後との違い及び変更することの妥当性を明確に示す書類等を添付するものとする。
- 5 センターは、申請の受付に際し、申請者に申請内容の説明を求め、提出書類資料等及びその記載事項に過不足のないことを確認し、申請を受理する。
- 6 申請を受理した場合、センターは業務計画書及び認証手数料請求書を速やかに作成し、発行する。
- 7 センターは、認証手数料の払い込みを確認のうえ、審査を開始するものとする。

第4 認証の審査

認証の審査は、別途定める優良木質建材等認証審査要領に基づき実施するものとする。

- 2 認証規程第6条第2項第2号に規定する工場実地調査は、申請書記載事項との相違がないことの確認するため、以下に該当する工場について実施する。
 - (1) 原則として、申請に係るすべての製造工場
 - (2) 申請品の製造工程が2工場以上にまたがる場合には、それぞれの工場
 - (3) 対象となる工場がJAS認定工場である場合には工場実地調査を省略することができる。
 - (4) 同時期の複数の申請に関わる工場については、1回の調査でこれを兼ねることができる。
- 3 工場実地調査を受けるにあたり申請者は、センターが行う第2項の確認に協力しなければならない。
- 4 センターは、前項に規定する工場実地調査を登録試験検査機関等に委託して行うことができるものとする。

第5 認証

認証（更新認証を含む）は、原則として、毎年10月1日及び4月1日に行うものとする。

- 2 認証番号の付与は、別記3の認証番号の付与方法によるものとする。
- 3 認証にあたっては原則として認証書に評価書を添付して交付する。
- 4 センターは認証書の交付に際し、申請者から認証を受けるにあたっての約定書（様式5）の提出を求めるものとする。
- 5 審査の結果、認証に値しないとした場合には、当該申請者に対し、認証しない旨の通知書（別記様式2）を発行するものとする。

第6 変更の取り扱い

認証規程第8条の規定による変更申請の取り扱いは、別記2 変更申請の取り扱い方法（以下、別記2という。）に示す範囲とする。

- 2 変更申請は随時受け付けるものとし、その取り扱いは別記2によるものとする。

第7 認証書の再交付

認証規程第8条の規定に基づく内容の変更申請があった場合には、必要な変更を行った新たな認証書を既発行の認証書と引き替えに交付するものとする。

- 2 認証を受けた者が認証書を汚損し、若しくは滅失したとき、又は届出により認証書の記載事項内容が変更となったときは、その申請（別記様式1）に基づき認証書を再交付することができるものとする。

第8 サーベイランス

認証規程第13条第1項に定める品質管理状況調査の実施時期は、認証から2年目の1年間とする。

- 2 品質管理状況調査において、センターは認証取得者に対し、以下の資料の提出を求め、品質管理が適切に実施されていることを確認する。
 - (1) 生産、出荷実績（認証日以降分、更新の場合は更新申請時提出分以降分）
 - (2) 生産時検査記録（上記生産、出荷実績に基づき、センターが指定する）
 - (3) 苦情処理記録（認証日以降分、更新の場合は更新申請時提出分以降分）
- 3 品質管理状況調査において、センターは品質性能評価基準に基づく試験及び検査を実施する。試験および検査の実施については登録試験検査機関又はセンターが認める試験検査機関に委託できるものとする。
- 4 防霉・防蟻処理製品及び難燃処理木質建材については、センターが指定する登録試験検査機関又はセンターが認める試験検査機関が発行する品質性能試験成績書を年1回提出するものとする。但し、品質管理状況調査又は更新申請資料作成と時期が重なる場合は、提出を省略できるものとする。
- 5 市販認証品検査における検査項目は、品質性能及び認証マークの表示方法とする。
- 6 認証規程第13条第3項に規定する工場立ち入り調査は、疑義の内容を明確にしたうえで実施するものとする。

第9 警告措置

認証規程第14条の規定による警告を受けた者は、速やかに警告内容についての是正・再発防止措置を講じ、センターに報告しなければならない。

第10 認証の一時停止

認証規程第15条の規定による認証の一時停止を受けた者は、認証マークを付した製品の製造及び出荷を停止し、既出荷製品の回収に努め、その結果をセンターに報告するとともに、同種の事態を再度引き起こさない旨の決意表明書を提出しなければならないものとする。

- 2 センターは、前項の提出を受けその内容が適切であると認めたときは、当該一時停止の措置を解除するものとする。

第11 認証が失効した場合の措置

認証規程第9条第1項第1号から第3号の規定により認証が失効した者は、速やかに認証マークを付した製品の製造を中止し、既製造分については速やかに処理計画を立て、センターに報告すると共に、その計画を実施しなければならない。

- 2 認証規程第9条第1項第4号の規定により認証が失効した者は、速やかに認証マークを付した製品の製造を中止し、既出荷製品を回収し、在庫品と併せ廃棄処分にする計画を立て、センターに報告すると共に、その計画を実施するものとする。

第12 認証結果の公表

認証規程第3条第2項、第6条第5項、第16条第3項及び第17条の規定に基づく公表は、センターのホームページ、新聞その他の方法によって行うものとする。

(付則)

- 1 この要領は平成16年6月15日から施行する。
- 2 第2に規定する新規申請の受付期限は、平成16年に限り7月30日とする。
- 3 この規程の施行の際、既に旧規程に基づく認証を受けているものについても、改正規程により認証されているものと見なし、第8の2に定める品質管理状況調査を適用する。

制定	平成	7年	4月10日	住木技発7	第	58号
改正	平成	13年	10月18日	住木技発13	第	204号
改正	平成	16年	6月15日	住木技発16	第	114号
改正	平成	25年	4月16日	住木認発25	第	38号
改正	平成	26年	2月28日	住木認発26	第	14号
改正	平成	27年	6月4日	住木認発27	第	83号
改正	平成	30年	8月23日	住木認発30	第	133号

別記2 変更申請の取り扱い方法

NO	種 別	対象とするものの事例	受付 時期	認証 時期	審 査	認証 形態
1	名称等の変更	会社名、代表者名、製品名、工場名、代理者名、連絡担当者名、住所表示又はその他これらに類する記載事項の変更	随時	随時	センター	変更認 証
2	製品規格の変更	品質性能が下回らないことが客観的に明白な変更に限る ①寸法・形状、材料等の変更 ②JAS、AQ等規格材の同規格内での変更 ※使用薬剤の変更等上記以外の変更は変更申請の対象外→新規申請	随時	随時	センター (品質性能への影響について事務局判断の無理な場合、審査委員長と協議の上で受け付ける)	変更認 証
3	製造工程、品質管理、等の変更	変更前に比べ内容の水準が下回らないことが明白な変更に限る	随時	随時	センター (品質性能への影響について事務局判断の無理な場合、審査委員長と協議の上で受け付ける)	変更認 証
4	用途範囲の拡大又は縮小	使用樹種の追加等 製品仕様の枠組が基本的に変わらない場合に限る	随時	審査 委員 会終 了後	審査委員会 ※品質性能試験データにより評価	変更認 証
5	法人格の変更	認証を受けた会社又は工場に関するもので、生産体制、供給体制が基本的に変わらないもの（倒産に伴う場合等、やむを得ない事情と認められる場合に限る）	随時	随時	センター ※登記簿謄本等での確認及び工場 実地調査による 確認	新規認 証
6	製造工場に関する 変更	①工場移転 ②主要製造ラインの変更 ※製造工場の追加は変更申請の対象外→新規申請	随時	審査 委員 会終 了後	審査委員会 ※品質安定度調査 データ及び工場 実地調査により 評価	新規認 証

別記3 認証番号の付与方法

認証番号は下表に示す順序で、記号及び数字により表記して付与するものとする。

表記の内容	表 記
① 認証制度名	AQ
② 認証取得者コード	数字3桁
③ 認証対象品目コード	アルファベット+数字
④ ②③の枝番号	01～(数字2桁)

〈表記例〉 AQ認証で (株)○○が認証を受けた高耐久性機械プレカット部材で2番目の製品

AQ-234-A1-2
↑ ↑ ↑ ↑
① ② ③ ④